

【中国】 選挙法の改正

海外立法情報調査室・富窪 高志

* 全国人民代表大会及び地方各クラスの人民代表大会選挙法(選挙法)改正案が、2010年3月14日、第11期全国人民代表大会第3回会議において採択された「選挙法の改正に関する決定」を受け、同日改正、施行されることになった。最初の選挙法は1953年に制定された(旧選挙法)。現行法は改革開放に舵を切った直後の1979年に制定され、これまで1982年、1986年、1995年、2004年に改正されており、今回が5回目の改正となる。

今回の改正の主要点としては、①都市と農村では異なっていた代表1人当たりの人口数を同数とした、②直接代表を選出する県及び郷クラスに置かれる選挙委員会についてより具体的に規定した、③候補者と選挙人が接触する機会を確保したなどが挙げられる。

なお、人民代表大会の“クラス”は次のようになっている。

全国人民代表大会(全人代)

省、自治区、直轄市、市(区制を採る)、自治州の人民代表大会(省クラス)

市(区制を採らない)、市管轄下の区、県、自治県の人民代表大会(県クラス)

郷、民族郷、鎮の人民代表大会(郷クラス)

このうち、全人代の代表は省クラスの、省クラスの代表は県クラスの人民代表大会が選出する間接選挙制であり、県クラスと郷クラスの代表は直接選挙で選出されることになっている。なお、全人代にはこのほか、人民解放軍、香港及びマカオ特別行政区選出の代表が含まれる。

都市部と農村部の票が同価値に

改正前の代表定員配分においては、人口構成を考慮し、農村部の代表1人当たりの人口は原則として都市部の4倍とされていた。具体的には、全人代、省及び自治区、自治州、県及び自治県では4倍、県及び鎮等では4倍から同数、直轄市、市、市管轄下の区では都市部の1人当たり人口数より多くすると規定されていた(改正前第12~14、16条)。都市化の進展を受けた今回の改正により、全人代及び地方各クラスの定員については、「代表1人が代表する都市及び農村部の人口数は同等とする」という原則に基づいて配分されることとなった(改正後第14条、16条)。関連して、都市部と農村部の選挙区の代表1人当たりの人口数について、それぞれが別個に同数と規定されていたが、改正後は都市部、農村部の別なく同数とされた(第25条)。なお、改正後の最大3,000人とされる全人代の定数配分については、今後各方面の意見を聴取するなどして全人代常務委員会が、地方各クラスについては省クラスの人民代表大会常務委員会(人代常務委員会)が全人代常務委員会の分配方式を参考に決定することになる。

県及び郷クラスにおける選挙委員会の構成等

代表を直接選挙する県及び郷クラスの選挙を主管する組織として、同クラスの人代常務委員会等の指導を受ける選挙委員会を設立することは改正前でも規定されていたが、その構成等については、特に規定されていなかった。今回の改正によって次のように規定された。まず選挙委員会の委員については、県クラスの選挙委員会の委員は同クラスの人代常務委員会が、郷クラスの場合は県クラスの人代常務委員会が任命するとされた。選挙委員会の事務としては、①選挙区の区割り及び各選挙区の定員の割振り、②選挙人の登録、資格審査及び選挙人名簿の公布、選挙人名簿に対する疑義の受理及び処理、③投票日の決定、④代表候補者の個人状況の調査及び確認並びに候補者を選挙人に対して紹介する機会の組織化、選挙人の意見に基づく最終代表候補者名簿の確定及び公布、⑤選挙結果の有効性の確定及び当選者名簿の公布等が規定されている（第9条、10条）。なお、④における“代表候補者の個人状況”とは、今回の改正対象となった次の2点と関連するものである。すなわち、ひとつは、外国籍を所持するものが人代の代表となることを防止するために、政党、団体等から候補者として推薦を受けたものは、選挙委員会等に対して個人の身分、略歴等を事実のとおり報告しなければならない（第29条第2項）とする規定、もうひとつは、同一人物が同時に複数選挙区の代表となることを禁止する（第45条）規定である。

候補者の透明度の向上

候補者の透明度の向上を図るために、上述した選挙委員会による代表候補者を選挙人に対して紹介することについては、改正前は、選挙委員会はそのための機会を「組織化することができる」と規定されていたが、今回、選挙人の要求に基づき、「代表候補者と選挙人が相対する機会を組織化しなければならない」とされ、「代表候補者自らが選挙人に対し個人状況を説明し、選挙人の質問に答えなければならない」（第33条）と改正された。

このほか、近年における鎮（人口が比較的集中した商工業地区に設けられる）の人口増加を反映し、郷クラスの代表定員を130名から160名へ引き上げること（第11条第4項）、投票が無記名方式であることに変わりはないが、それを保障するために「秘密投票用紙記入所」を設けること（第38条）、選挙期間中に選挙区に不在の選挙人に代わって代理投票することができる（最高3人の選挙人の委託を受けることができる）が、委託を受けるものは「委託者の意向に従い」投票しなければならないこと（第40条）、が規定された。

参考文献（インターネット情報はすべて2010年3月19日現在である。）

- ・「選挙法の改正に関する決定」は<http://www.gov.cn/2010lh/content_1555480.html>を参照。
- ・「選挙法」の全文は<<http://2010lianghui.people.com.cn/GB/181632/11136953.html>>を参照。